

議案第 6 0 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

本市が発注する本庁舎建替整備事業に関する設計等及び建設工事に係る業務に関し、プロポーザル方式による受注者の選定に係る審査を行う羽曳野市本庁舎建替整備事業に関する設計等業務事業者選定委員会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

羽曳野市本庁舎建替整備事業に関する設計等業務事業者選定委員会	本市が発注する本庁舎建替整備事業に関する設計等及び建設工事に係る業務の受注者をプロポーザル方式(公募又は指名により複数の事業者からその業務実施に関する提案を求め、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定する方式をいう。)により選定するための審議及び審査に関する事項
--------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市空家等対策協議会委員	学識経験者	日額 20,000円	上記に同じ
	その他の委員	日額 7,000円	

」を

「

羽曳野市空家等対策協議会委員	学識経験者	日額 20,000円	上記に同じ
	その他の委員	日額 7,000円	
羽曳野市本庁舎		日額 20,000円	上記に同じ

建替整備事業に 関する設計等業 務事業者選定委 員会委員		
---------------------------------------	--	--

」に

改める。

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
省略		省略	
羽曳野市本庁舎 建替整備事業に 関する設計等業 務事業者選定委 員会	本市が発注する本庁舎建替整備事業に関する設計等 及び建設工事に係る業務の受注者をプロポーザル方 式(公募又は指名により複数の事業者からその業務 実施に関する提案を求め、その中から最も優れた提 案を行った事業者を選定する方式をいう。)により選 定するための審議及び審査に関する事項		
2 省略			2 省略

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			
羽曳野市空家等対策協議会委員	学識経験者	日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員	日額 7,000 円	
羽曳野市本庁舎建替整備事業に関する設計等業務事業者選定委員会委員		日額 20,000 円	上記に同じ
省略			

  

別表	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			
羽曳野市空家等対策協議会委員	学識経験者	日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員	日額 7,000 円	
省略			